

令和5年度旭川河畔(出石町地区)賑わい創出事業運営業務委託 仕様書(案)

1 業務名 令和5年度旭川河畔(出石町地区)賑わい創出事業運営業務委託

2 業務目的

岡山市(以下、「市」という。)では、回遊性が高く、居心地の良い、歩いて楽しいまちづくりを進めるため、旧城下町エリアを含む旭川河畔において、これまで民間事業者と連携した遊覧船運航やカヌー体験教室の開催、石山公園の仮設オープンカフェ事業などに取り組んでおり、民間事業者が参画した賑わいづくりの動きが活発化している。

本業務は、旭川右岸の出石町地区で堤防上の空間を対象として、令和3年度から2年間、日常的な賑わい創出と回遊性向上に向けた取組の社会実験を実施したのに引き続き、令和5年度は旭川河畔(出石町地区)のさらなる魅力の向上を目指し、賑わい創出と回遊性向上を目的にイベントを実施する。

3 実施場所・期間(回数)

(1) 実施場所 岡山市北区出石町一丁目地内(堤防上の通路空間、堤防下の遊歩道)

*詳細は、別添「位置図」を参照

(2) 実施期間・回数 契約締結の日から令和5年12月28日(木)までの間で3回以上
(なお、市の工事の影響により実施できない期間がある。)

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)

5 委託料上限額

金2,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 業務内容

賑わい創出や回遊性向上に資するイベントを企画し、実施期間内に3回以上実施すること。企画は出石町地区の立地特性、季節や時間帯等に応じた工夫した内容であること。

- ・イベントの内容(開催テーマ、出店店舗、店舗の募集方法、出店数、価格帯、開催時間など)、実施回数、開催日(時期)、想定来場者数等について提案すること。
- ・本業務の対象エリアは、業務区域図(別添-1)に示す範囲とし、業務区域図(別添-1)に店舗、休憩施設、警備配置などの会場レイアウトを示すこと。また、必要に応じてパース図、スケッチ等を提出することもできる。なお、業務区域は、関係機関との協議により、範囲の変更など調整を要する場合がある。
- ・事故や災害発生時の緊急対応、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策、警備や交

通誘導等の安全対策などについて提案すること。

- ・地域の店舗、企業・団体等と連携した企画内容を提案すること。
- ・提案内容の魅力を広く発信できるよう広報計画について提案すること。
- ・ゴミ処理等の清掃対策や環境美化対策について提案すること。
- ・本業務の運営体制について提案すること。
- ・本業務に必要な経費を全て計上し、提案内容に照らした適正な支出計画を提案すること。

7 実施条件

(1) 営業に関する条件

- ・イベントの開催が可能な時間は原則10時～21時の間とし、イベント開催前には、その概要について周辺地域に周知すること。
- ・市や石山公園活用検討会等が主催する烏城公園周辺のイベント開催時には連携を図ること。現在概要が決定している市のイベントは以下のとおりであり、今後、概要が決定したイベントについては随時受託者に情報提供を行う。

実施時期（予定）	イベント名	開催場所	イベント内容
4月28日～ 5月7日	春の烏城灯源郷 春の幻想庭園	岡山城本丸 岡山後樂園	ライトアップイベント等
5月中旬～下旬 (10日間程度)	岡山市文化施設閉館記念事業	岡山市民会館	思い出展
7月14日～ 7月17日	岡山カレーフェスティバル	石山公園	飲食テントの出店
8月1日～ 8月31日	夏の烏城灯源郷 夏の幻想庭園	岡山城本丸 岡山後樂園	ライトアップイベント等
9月1日～ 11月26日	おかやまアーツフェスティバル	市内各所	
9月3日	岡山芸術創造劇場ハレノワ開館事業	表町商店街内 千日前スクエア	100人ダンス
10月7日～ 10月9日	秋のおかやま桃太郎まつり	岡山城本丸 石山公園	飲食テントの出店 ステージイベント等
11月17日～ 11月26日	秋の烏城灯源郷 秋の幻想庭園	岡山城本丸 岡山後樂園	ライトアップイベント等

- ・利用者が購入した飲食物の容器等は、近隣店舗のごみ箱や河川区域、路上に遺棄されることがないように対策を講じること。
- ・騒音・煙・匂いについて周囲の迷惑とならないように必要な対策を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うこと。

(2) 施設などの設置条件

- ・イベントで設置する店舗等の施設は移動可能な仮設施設とし、準備・片付け期間を含むイベント開催期間以外は、原則全ての施設を業務区域から撤去すること。
- ・業務区域内は掘削しないこととし、舗装などにも工作物等を固着させないこと。
- ・施設の設置にあたって、堤防上の空間は歩行者の動線を確保するとともに、緊急車両

が通行できる連続した4 m以上の幅員を確保した上で配置すること。また、堤防下の遊歩道は、歩行者が通行できる2 m以上の幅員を確保した上で配置すること。

- ・本業務の実施期間中に、隣接する市道や業務区域を含む堤防上で市の工事を予定している（現在のところ時期未定）。受託者は、市の工事期間を除いた時期にイベント開催を計画すること。
- ・施設の搬出入や配置等については、市と調整すること。なお、市が工事に伴い設置している保安施設等について、受託者が施設の搬出入等で支障する場合は、対応を市に相談のうえ市の指示に従うこと。
- ・市の工事の影響で、振動・騒音・埃などが発生することがある。
- ・業務区域内の水道及び電気設備（コンセント）は利用可能であるが、使用料については受託者で負担（事後精算）すること。
- ・業務区域内は利用可能な排水設備はないため、現地で排水は処理できないことから持ち帰るなど適切に排水処理を行うこと。
- ・業務区域内には防犯灯（1灯）を設置済みであるが、夜間に営業する場合に明かりが不足する場合は、照明等を追加する等の安全対策を行うこと。
- ・業務区域を含む堤防上は、原則車両の進入及び駐車を禁止している。このため、資材等の搬出入を除き車両（提案によるキッチンカー等は除く）の進入及び駐車はしないこと。
- ・業務区域を含む堤防下の遊歩道は、資材等の搬出入を除き原則車両の進入及び駐車を禁止している。
- ・都市公園法第5条第1項に基づく公園使用料は免除とする。

（3）安全管理

- ・設置物や販売行為等、本業務において生じたトラブル（事故・苦情等）については、受託者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故等、重大なものについては速やかに市に報告するとともに、イベントを中止し対応について協議すること。
- ・災害時等に備えて緊急連絡体制を構築すること。

（4）気象警報の発令に伴う営業休止

- ・岡山市内で大雨・洪水・暴風注意報のいずれかが発令された場合は、気象の変化に注意を払い、状況に応じてイベントを休止できる準備を整えることとし、大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令された場合は、直ちにイベントを休止すること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

（5）その他

- 1) 業務に関連し関係機関等と協議が必要となる場合は、資料、申請書類等を作成・提出すること。
- 2) アンケート調査
 - （ア）イベント開催時に、アンケート調査を実施すること。

- (イ) 調査にあたっては、企画案を作成し市と協議すること。
- (ウ) 調査データは集計・分析すること。
- 3) 効果検証を実施し、今後の賑わい創出や回遊性向上に向けた課題の抽出及びその改善に向けた提案を行うこと。
- 4) 報告書作成等
 - (ア) 全てのイベントについて写真等により過程を記録し、業務完了後報告すること。
 - (イ) イベントの開催結果（売上げ、来場者数等）、地域連携の効果、収支報告及びアンケートの分析結果については、必ず報告書に記載すること。

8 成果品

成果品の取りまとめ方法については、市と協議し、その指示に従うものとする。成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書(A4版) : 1部
- ・ 電子データ(CD-R) : 1枚
- ・ その他資料 : 1式

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属するものとし、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。また、映像・デザイン等のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、すべて市に帰属するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

電子データについて

- ・ 成果データは、元データ(Microsoft Word、Excel等)とラスタデータ(PDFファイル等)を提出すること。
- ・ 記録媒体はCDまたはDVDの使用を原則とするが、詳細は市と協議すること。
- ・ 提出する記録ファイルについては、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。(格納された全てのファイルについて実施)
- ・ 市場性のある(シェアの高い)ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて(チェック前に最新データを取り込んだ後)ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。

9 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任担当者を置き、本業務の円滑な実施のために、定期的に市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、警察や消防署等、必要な官公庁等への届出を行うこと。
- (3) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害し

た時は、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (4) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (5) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに市に報告すること。
- (6) 業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や荒天等により業務の遂行が困難な場合は、一部中止または内容変更等の対応をとる場合がある。中止または内容変更等になった場合は、双方協議の上、業務内容を変更するものとする。